

(案)

環廃産第 号
平成 24 年 月 日

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）
第 15 条の 4 の 5 第 1 項に規定する廃棄物の輸入の許可に係る行政手続法（平成 5 年法律
第 88 号）第 5 条及び第 6 条に規定する審査基準及び標準処理期間については、別紙のと
おりとする。

廃棄物の輸入の許可に係る審査基準等（通知）

第1 廃棄物の輸入許可の趣旨

法第15条の4の5第1項において、廃棄物の輸入については、環境大臣の許可が必要とされている。これは、国外において生じた廃棄物は、その輸入により国内廃棄物の適正な処理に支障が生じないよう、その輸入が抑制されなければならないことから、輸入に係る廃棄物（以下「国外廃棄物」という。）が国内において適正に処理することができることを確認する観点から定められたものである。

また、国内における廃棄物の処理技術の向上、日本企業の国際展開の拡大及び社会的責任に基づく環境配慮の取組の推進を受け、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成22年法律第34号）により、国内における適正な処理が確保されることを前提として、国外廃棄物を国内において処分することにつき相当の理由があると認められる場合に限り、国外廃棄物を他人に委託して適正に処理することができると認められる者も、新たに輸入許可の対象者とされた。これにより、途上国では適正な処理が困難であるが国内では処理可能な廃棄物について、国内において対応可能な範囲内で受け入れて適正に処理する取組が推進されることが期待される。

なお、廃棄物の輸入とは、外国から本邦に向けられた廃棄物を本邦に持ち込むことをいう。ここで、外国とは本邦以外の国又は地域をいい、公海は含まない。

第2 適合性の確認について

1 法第15条の4の5第1項に規定する輸入の許可（以下「輸入許可」という。）に係る法第15条の4の5第3項第1号から第3号に規定する適合性の確認は、次の(1)～(3)に掲げる事項の適否を審査して行うものとする。

(1) 輸入に係る廃棄物が、国内におけるその国外廃棄物の処理に関する設備及び技術に照らし、国内において適正に処理されると認められるものであること（法第15条の4の5第3項第1号）

① 予定される収集運搬及び処分（再生及び再生品の製造に伴って生ずる残さの処分を含む。）の方法が、法第12条第1項に規定する産業廃棄物処理基準（当該国外廃棄物が特別管理産業廃棄物に該当する場合には、法第12条の2第1項に規定する特別管理産業廃棄物処理基準）に適合すること。

② 予定される国外廃棄物の処理施設が、当該産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処分を行うことができる施設であること。

③ 予定される収集運搬に係る車両の運搬計画及び処分に係る施設の処理能力が、輸入量に照らして十分なものであること。

(2) 申請者がその国外廃棄物を自ら又は他人に委託して適正に処理することができると認められること（法第15条の4の5第3項第2号）

① 申請者が、過去3年間、生活環境の保全を目的とする法令（廃棄物の処理及び清掃に関する法律、大気汚染防止法及び水質汚濁防止法）に違反していない者であること。

(案)

- ② 申請者がその国外廃棄物を自ら処理する場合には、申請者が次のいずれかに該当する者であること。
- イ 産業廃棄物処分業者又は特別管理産業廃棄物処分業者であって、その国外廃棄物の処分をその事業の範囲に含むもの
- ロ 産業廃棄物処理施設であって、その国外廃棄物を処分することができるものの有する者（イに掲げるものを除く。）
- ハ 試験研究機関（廃棄物の処理に係る試験研究のために当該廃棄物を輸入する場合に限る。）
- ③ 申請者がその国外廃棄物を他人に委託して処理する場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号。以下「令」という。）第 6 条の 2 に規定する産業廃棄物委託基準（当該国外廃棄物が特別管理産業廃棄物に該当する場合には、令第 6 条の 6 に規定する特別管理産業廃棄物委託基準）に従った委託契約がなされていること。
- ④ 申請者がその国外廃棄物を他人に委託して処理する場合には、申請者が、その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者でないこと。具体的には、その者の資質及び社会的信用性等の面から、将来、その業務に関して不正又は不誠実な行為をすることが相当程度の蓋然性をもって予想される者として、「行政処分の指針について」（平成 17 年 8 月 12 日環廃産発第 050812003 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知）第二の(4)③に該当する者ではないこと。
- (3) 申請者がその国外廃棄物の処分を他人に委託して行おうとする者である場合にあっては、その国外廃棄物を国内において処分することにつき相当の理由があると認められること（法第 15 条の 4 の 5 第 3 項第 3 号）
- 以下のいずれかの要件を満たす場合には、「相当の理由」があると認められるものとすること。
- ① その国外廃棄物が、輸出国においては適正に処理することが困難であるが、国内においては適正に処理される場合
- ② その国外廃棄物が、輸出国においては再生利用することが困難であるが、国内においては再生利用される場合
- ③ 国外における自社、親会社又は子会社等の物の製造、加工、販売等の事業活動に伴い生じた国外廃棄物を国内処理する場合
- ④ 自社、親会社又は子会社等の生産又は使用した製品、容器等が国外廃棄物となったものを国内処理する場合
- ⑤ 輸出国の法令等により、廃棄物となった製品の生産国での処理が求められる場合

2 生活環境の保全上必要な条件

輸入許可をする際の法第 15 条の 4 の 5 第 4 項に規定する生活環境の保全上必要な条件については、申請者に対し、法に規定する基準を遵守させ、かつ、生活環境の保全上の支障を生じさせるおそれのないよう必要な具体的な手段、方法等について、付すものである。なお、法令上既にその遵守が義務付けられている事項を、輸

(案)

入許可に際しての条件として付すことは要しないことから、輸入許可に際して付する条件は、法令上明示的にその遵守が義務付けられてはいないものの生活環境の保全上必要なものとして条件として追加的に付すものである。

具体的には、個別の事例に応じて、輸入する廃棄物が生活環境の保全上の支障が特に生じやすい性状を有している、又は輸入量が処理能力や現在の処理実績に比して多量である等の場合に、以下の条件を付すこと等が考えられる。

- ・輸入する廃棄物の処分に当たって生活環境保全上の支障が生じないよう、処理施設における単位時間当たりの受入量や処分量を制限する条件
- ・輸入物の保管中に生活環境の保全上の支障が生じないよう、一定面積以上の保管場所を確保すること、保管期間を一定以下に抑制すること等の条件
- ・交通量が著しく増加して大気環境の著しい悪化を招くことがないよう、運搬経路又は搬入時間帯を指定する条件

第3 輸入された廃棄物の委託

輸入された廃棄物の委託基準については、第12条第6項及び令第6条の2第3号において、当該廃棄物を輸入した者が自らその処分又は再生を行うものとして輸入許可を受けて輸入されたものについては処分又は再生を委託しないこと、ただし、災害その他の特別な事情により適正な処分又は再生が困難であることについて、環境大臣の確認を受けた場合はこの限りでない、としている。

下記のいずれかに該当する場合については、輸入された廃棄物の委託基準における「災害その他特別な事情」として認められるものとすること。

- ・自然災害が生じたことにより、処理施設の稼働が困難となった場合
- ・通常の使用に伴う故障、破損又は事故の発生により、処理施設の稼働が困難となった場合
- ・その他委託することが廃棄物の適正な処理の観点から特に必要と認められる場合

第4 輸入許可等の手続

廃棄物を輸入しようとする場合は、輸入に用いる港の所在地を所管する地方環境事務所に対して、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「規則」という。）第12条の12の20に規定する様式第29号の申請書及び添付書類を提出すること。なお、添付書類については、必要に応じて和訳を添付すること。

また、規則第12条12の21第2項に規定する輸入の一括許可を受けた者で、やむを得ない理由により当該許可に係る事項の変更が生じた場合は、様式第29号の2による届出書を所定の地方環境事務所に提出すること。

さらに、廃棄物の処分が終了したとき（輸入の一括許可を受けた者にあっては、個別の輸入ごとに当該輸入に係る廃棄物の処分が終了したとき）は、規則第12条の21に規定する様式29号の3の報告書を所定の地方環境事務所に提出すること。

規則第8条の3の2に基づき、輸入された廃棄物の適正な処分又は再生が困難である旨の環境大臣の確認を申請する場合は、様式第2号の7の申請書を所定の地方環境

(案)

事務所に提出すること。

第5 その他留意事項

1 国内における法の遵守

国外廃棄物を輸入した者は、事業者としての産業廃棄物の処理に係る責務が課せられる。（法第15条の4の6及び法第15条の4の7第2項）

2 許可を不要とする者

規則第12条の12の22に規定される者については、例外として許可が不要であるとされている。

3 許可の対象とならない廃棄物

環境大臣の輸入の許可が必要とされる廃棄物に、航行廃棄物及び携帯廃棄物は含まれない。（法第15条の4の5）

4 再委託の禁止

再委託は、産業廃棄物の処理についての責任の所在を不明確にし、不法投棄等の不適正な処理を誘発するおそれがあることから、輸入許可を受けて輸入された廃棄物の処分又は再生について、再委託することはできない。（法第14条第16項及び令第6条の12第3号）

5 その他

個別の輸入許可の申請において記載された輸入予定年月日を正当な理由なく超過した場合には、改めて環境大臣による輸入許可を申請する必要がある。

第6 標準処理期間

標準処理期間は、60日とする。